

売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）

1 目的

福島県新型コロナウイルス緊急対策（以下、福島県緊急対策）に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛により影響を受け、売上の減少した中小事業者へ一時金を交付します。

2 概要

対象事業者

福島県緊急対策に基づく要請に伴い、

- ①飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者
- ②不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

主な 交付要件

- (1) 県内に本社又は本店のある中堅・中小事業者
- (2) 福島県緊急対策に基づく要請に伴い、
 - ①飲食店と直接・間接の取引があること
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)
 - ②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、運転代行業者、理美容室等の人流減少の影響を受けた者を想定)
により、令和3年1月又は2月の売上が前年同月比で50%以上減少したこと。
- (3) 国が実施する「中小事業者に対する支援（一時金）」を受けていないこと。
- (4) 福島県緊急対策の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。

交付額

一律20万円

3 申請方法

(1) 申請書

申請開始時期に合わせお知らせいたします。

(2) 添付書類 (予定)

- 該当要件申告書
※飲食店との直接・間接の取引や、不要不急の外出自粛により直接的な影響を受け、売上が減少したことを申告していただきます。
- 売上が減少したことを証する書類
- 確定申告書の写し
- 振込先の通帳の写し
- 誓約書 等

(3) 申請書の入手方法 (予定)

- 県庁ホームページ
- 各地方振興局窓口
- 各市町村役場窓口

(4) 申請方法 (予定)

郵送またはWEB

(5) 申請開始時期

令和3年3月上旬

4 問合せ先

○福島県一時金コールセンター

電話 024-521-8572 (受付時間 毎日9時30分から17時30分まで)